

【別記】(整理番号210510479)

仙台市泉文化創造センタ一大規模改修空気調和設備工事

- この工事は、着手指定日（令和4年4月1日）が設定されている案件です。

1 対象工事の概要

対象工事名	仙台市泉文化創造センタ一大規模改修空気調和設備工事
入札方式等	制限付き一般競争入札（総合評価方式 入札後資格確認型）
予定価格 (税抜)	1,140,000,000円
調査基準価格 (税抜)	契約締結後に公表
失格基準価格 (税抜)	契約締結後に公表
工事施工場所	仙台市泉区泉中央二丁目18番地の1
工期	契約締結の翌日から令和5年12月15日まで
工事概要	仙台市泉文化創造センター（SRC造、地上3階・地下2階、延床面積12,949平方m）における大規模改修空気調和設備工事一式
支払条件	令和3年度 前金払、中間前金払及び部分払 なし 令和4年度 前金払、中間前金払及び部分払 有り 令和5年度 前金払、中間前金払及び部分払 有り
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は低入札価格調査要綱の適用を受ける。 調査基準価格は、予定価格における各項目について、次の方法で算出する。 $\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費相当額} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%$ (予定価格(税抜)の75%～92%の範囲内) 失格基準価格は、予定価格の工事費構成費目について、次の方法で算出する。 入札金額が調査基準価格を下回り、かつ入札金額のうち、工事費構成費目のいづれかが失格基準価格を下回った場合は失格となる。 $\text{直接工事費} \times 90\%, \text{共通仮設費} \times 90\%, \text{現場管理費相当額} \times 85\%, \text{一般管理費等} \times 50\%$ 調査基準価格を下回る入札価格での契約の場合には、契約保証金の増額（10分の1以上⇒10分の3以上）、前払い金の引き下げ（10分の5以内⇒10分の2以内）等の特約を付しての契約となる。 本工事は契約後VE方式の対象工事である。 本工事は建設リサイクル法の適用を受ける工事である。 本件は議会の議決に付すべき契約であるため、落札後は仮契約とし、議会の議決が得られた後に本契約として成立する。 消費税及び地方消費税の税率は10%を適用する。

2 入札参加資格

次に掲げる各要件を満たす者2社により自主結成された共同企業体であること。

ただし、各構成員の出資比率は70%から30%とし、代表者の出資比率は各構成員中最大とする。なお、対象工事について一の者が構成員として参加できる共同企業体の数は一とする。

(1) 代表者

事業所の所在地等にに関する条件	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法に規定する特定建設業者で、仙台市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者のうち仙台市内に本店を有する者であること。
格付評点に関する条件	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市競争入札参加資格登録要綱第10条に基づく給排水衛生冷暖房工事の格付評点が900点以上であること。
施工実績に関する条件	<p>次の工事について、元請負としての施工実績があること。（平成18年以後に完成したものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記のいずれかの施工実績（共同企業体の場合は、出資比率が40%以上のものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ①鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分の延床面積が4,500m²以上※の空気調和設備工事（主要用途が駐車場、倉庫等のもの並びに改修工事を除く）※増築は新たに増加した部分とし、基礎の施工を伴うものに限る。 ②国又は地方公共団体等が発注した契約金額（税込の最終契約金額）が1億円以上の機械設備改修工事（ただし、次の専門工事は改修実績として認めない。自動制御設備、特殊消火設備、浄化槽設備、特殊空調設備、循環ろ過設備、排水処理設備、ゴミ処理設備、機械式駐車設備、特殊ガス設備、実験機器設備、医療器具設備）
配置技術者に関する条件	<p>次の要件を満たす技術者を建設業法の定めるところにより配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の施工実績を満たす工事の施工管理経験があること。 (完成年度は問わないが、施工管理経験を証明できる場合に限る。) (共同企業体の場合は、出資比率が40%以上のものに限る。) 1級管工事施工管理技士の資格を有し、管工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者であること。 当該入札参加者と3ヶ月以上直接雇用関係にある者。 開札日現在において他の工事の配置技術者である場合は、本工事の配置技術者が当該他の工事の配置技術者と兼務できる場合を除き、仮契約日の前日までに当該他の工事が完了できる者であること。 ただし、現場説明書・特記仕様書等に着手指定日が明示されており、指定条件を満たす場合には、着手指定日において当該他の工事の配置技術者として配置されていなければ可とする。 <p>注) 施工管理経験とは、以下のいずれかをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①監理技術者または主任技術者としての施工経験があること。 ②監理技術者または主任技術者としての資格を有し、現場代理人としての施工経験があること。
工事成績に関する条件	<p>本市発注の給排水衛生冷暖房工事において、低入札価格調査要綱第2条第5号に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、現在施工中の場合、次の条件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から令和2年度の間において、本市発注の給排水衛生冷暖房工事の受注実績があり、その工事成績評定点の平均点が74点以上で、かつ一件あたりの工事成績評定点が65点以上であること。ただし、受注実績が1件のみである場合にあっては、その工事成績評定点が74点以上であること。

(2) 代表者以外の構成員

事業所の所在地に関する条件	・建設業法に規定する特定建設業者で、仙台市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者のうち仙台市内に本店を有する者であること。
格付評点に関する条件	・仙台市競争入札参加資格登録要綱第10条に基づく給排水衛生冷暖房工事の格付評点が750点以上であること。
施工実績に関する条件	<p>次の工事について、元請負としての施工実績があること。（平成18年以後に完成したものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記のいずれかの施工実績（共同企業体の場合は、代表者以外の構成員としての実績も可とする。） <ul style="list-style-type: none"> ①鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分の延床面積が2,000m²以上※の空気調和設備工事（主要用途が駐車場、倉庫等のもの並びに改修工事を除く）※増築は新たに増加した部分とし、基礎の施工を伴うものに限る。 ②国又は地方公共団体等が発注した契約金額（税込の最終契約金額）が5,000万円以上の機械設備改修工事（ただし、次の専門工事は改修実績として認めない。自動制御設備、特殊消火設備、浄化槽設備、特殊空調設備、循環ろ過設備、排水処理設備、ゴミ処理設備、機械式駐車設備、特殊ガス設備、実験機器設備、医療器具設備）
配置技術者に関する条件	<p>次の要件を満たす技術者を建設業法の定めるところにより配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の施工実績を満たす工事の施工経験があること。 (完成年度は問わないが、施工経験を証明できる場合に限る。) (共同企業体の場合は、代表者以外の構成員としての実績も可とする。) ・1級管工事施工管理技士の資格を有する者。 ・当該入札参加者と3ヶ月以上直接雇用関係にある者。 ・開札日現在において他の工事の配置技術者である場合は、本工事の配置技術者が当該他の工事の配置技術者と兼務できる場合を除き、仮契約日の前日までに当該他の工事が完了できること。 ただし、現場説明書・特記仕様書等に着手指定日が明示されており、指定条件を満たす場合には、着手指定日において当該他の工事の配置技術者として配置されていなければ可とする。 <p>注) 施工管理経験とは、以下のいずれかをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①監理技術者または主任技術者としての施工経験があること。 ②監理技術者または主任技術者としての資格を有し、現場代理人としての施工経験があること。
工事成績に関する条件	<p>本市発注の給排水衛生冷暖房工事において、低入札価格調査要綱第2条第5号に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、現在施工中の場合、次の条件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から令和2年度の間において、本市発注の給排水衛生冷暖房工事の受注実績があり、その工事成績評定点の平均点が74点以上で、かつ一件あたりの工事成績評定点が65点以上であること。ただし、受注実績が1件のみである場合にあっては、その工事成績評定点が74点以上であること。

3 入札参加申請に必要な書類の交付期間及び方法

配 布 期 間 ・ 場 所	・ 令和3年10月 4日（月）から 仙台市ホームページ (http://www.city.sendai.jp/kojikeyaku/jigyosha/keyaku/kekka/r03kouji/r03100403.html)からダウンロードすること。
申 請 方 法 及 び 提 出 先	・ 配達証明付き書留郵便による 〒980-8671（専用郵便番号） 仙台市財政局財政部契約課 工事契約係 ・ 封筒表面に「○○工事に係る入札参加申請書在中」と記すこと。
申 請 書 類 提 出 期 限	・ 令和3年10月25日（月）午後5時までに必着。

4 設計図書等の閲覧及び質疑応答等

閲 覧 期 間	・ 令和3年11月 5日（金）まで 午前9時から午後4時30分まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
閲 覧 場 所	仙台市青葉区二日町1番1号 仙台市役所北庁舎C棟2階 契約課分室
複 写 場 所	(株) デジタルプレイス 仙台市宮城野区宮城野1-26-15 電 話 022-791-7551 FAX 022-791-7553 ・ 複写依頼は「見積用設計図書類複写依頼書」によりFAX等で行うこと。
質 疑 応 答 書 の 提 出 先	〒980-8671（専用郵便番号） 仙台市財政局財政部契約課 工事契約係 ・ 配達証明付き書留郵便及び電子メールにより提出すること。
質 疑 応 答 書 の 提 出 期 限	・ 令和3年10月22日（金）午後5時までに必着。 配達証明付き書留郵便及び電子メールにより提出すること。 ・ 封筒表面に「○○工事に係る質疑応答書」と記すこと。
質 疑 応 答 書 の 回 答 期 間	・ 令和3年10月29日（金）まで 仙台市役所本庁舎 契約課入札待合室及び仙台市ホームページ (http://www.city.sendai.jp/kojikeyaku/jigyosha/keyaku/kekka/r03kouji/r03100403.html)において回答する。

5 共同企業体の構成等についての確認結果発送予定日

發 送 予 定 日	・ 令和3年10月29日（金）
-----------	-----------------

6 入札書等の提出先及び期限

提 出 先	〒980-8671 (専用郵便番号) 仙台市財政局財政部契約課 工事契約係 ・配達証明付き書留郵便による。
提 出 期 限	・令和3年11月 8日 (月) 午後5時までに必着。

7 開札の日時及び場所

開 札 日 時	・令和3年11月 9日 (火) 午前11時00分
開 札 場 所	仙台市青葉区国分町3丁目7-1 仙台市役所本庁舎1階 財政局財政部契約課入札室

8 資格審査書類及び総合評価に関する技術資料等の提出期限及び場所等

提 出 期 限	・落札候補者決定通知書を受け取った日から2日以内に提出すること。 ・午前9時から午後5時まで (土・日曜日及び祝日を除く。)
提 出 場 所	〒980-8671 (専用郵便番号) 仙台市青葉区国分町3丁目7-1 仙台市役所本庁舎1階 財政局財政部契約課 工事契約係
提 出 方 法	・持参または配達証明付き書留郵便により提出すること。 ・郵送の場合は、封筒表面に「○○工事に係る資格審査書類及び総合評価に関する技術資料等在中」と記すこと。

9 入札参加資格を有しないとした者からの理由説明請求

提 出 期 限	・入札後資格確認用一般競争入札参加資格審査結果通知書を受け取った日から2日以内に提出すること。 午前9時から午後5時まで (土・日曜日及び祝日を除く。)
提 出 場 所	仙台市青葉区国分町3丁目7-1 仙台市役所本庁舎1階 財政局財政部契約課 工事契約係
提 出 方 法	・持参または配達証明付き書留郵便により提出

10 総合評価

評価項目	・評価項目ごとの評価点及び加算点については、 別紙「総合評価に関する説明書」 のとおり
評価基準	・各評価項目の評価基準及び得点の詳細、技術提案等の提出書類及び記載方法等については、 別紙「総合評価に関する説明書」 のとおり
提出書類	<p>○入札書等の提出時に提出 (1) 様式-共1-I 「評価値申告書」</p> <p>○落札候補者となった時に提出 (1) 様式-共2 「企業の施工実績等の状況」 (2) 様式-共3 「配置予定技術者の施工実績、資格等の状況」 (3) 様式-共4 「企業の地域貢献等の状況」 (4) 様式-共5 「登録基幹技能者調書」 (5) 様式-共6 「修繕実績調書」 (6) 上記の様式-共2～共6の内容を証明するための添付書類 注) (4) 様式-共5及び(5) 様式-共6は対象がある場合に提出すること。</p>